

# 火災にあった場合の諸手続きについて

火災にあわれた方に対し、清瀬市が行っている対応措置は以下の通りです。以下の対応措置を受ける際は消防署で発行した「り災証明書」が必要となります。発行を受けてから手続きを行って下さい。

各手続き方法の詳細につきましては、各問合せ先までお問い合わせ下さい。

**【連絡先】清瀬市役所 ☎042-492-5111（代表番号）**

## 【居住場所の案内】

| 問合せ先  | 内容   |
|---|--|
| <b>【都営住宅】</b><br>東京都住宅供給公社<br>都営住宅募集センター<br>☎03-3498-8894 | <p>火災等の発生により居住地に住めなくなったなど、特別な事情がある場合、下記のとおりご入居いただけます。詳細は問合せ先にご確認ください。申込はり災日から2週間以内となります。</p> <p>≪入居条件≫</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・火災により居住場所の7割以上が焼損した場合。</li><li>・入居期間は3か月までとする。</li><li>・水損による被害は対象外とする。</li></ul> <p>≪必要書類等≫</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住民票（世帯全員のもの）</li><li>・り災証明書（消防署で発行したもの）</li></ul> <p>※り災証明書は焼失面積／延床面積（占有面積）が記載されたものを取得してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・印鑑（朱肉で押印するもの）</li></ul> <p>≪問合せ対応時間≫</p> <p>住宅供給公社の営業時間（9時00分から12時00分／13時00分から18時00分（土日祝を除く））</p> <p>※目安として申込から住宅の使用許可までは約2週間程度かかります。使用料と共益費の合計額の3か月分を一時使用許可書交付時に支払う必要があります。</p> <p>＜使用料（家賃）＞</p> <p>近傍同種の住宅使用料となります。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>【公社住宅】<br/>東京都住宅供給公社<br/>公社住宅募集センター<br/>☎03-3409-2244</p> | <p>下記のとおりご入居いただけます。詳細は問合せ先にご確認ください。</p> <p>《入居条件》<br/>入居基準等は通常どおり</p> <p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月収又は貯蓄を証明する書類</li> <li>・ 申込者の印鑑登録証明書</li> <li>・ 世帯全員の住民票など</li> </ul> <p>《問合せ対応時間》<br/>月曜日～土曜日 9時30分～18時00分まで<br/>定休日：日曜日・祝日・年末年始</p> |
|--|--|

### 【ごみ収集料金の減免】

| 問合せ先 | 内容   |
|------|--|
| 環境課  | 被害のあった住宅における産業廃棄物以外の一般家庭ごみについては、柳泉園組合での処分料が減免となる場合があります。詳細はお問い合わせください。 |

### 【国民健康保険税の減免】

| 問合せ先     | 内容   |
|----------|--|
| 保険年金課国保係 | 被害を受けた場合、資産・能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、当該年度分の保険税を納付することが困難であると認められる場合に限り、災害を受けた日以後の最初の納期から当該保険税の最終納期までの保険税が減免対象となります。申請は随時できます。 |

### 【国民年金保険料の減免】

| 問合せ先     | 内容  |
|----------|---|
| 保険年金課年金係 | 住宅等が2分の1以上の被害を受けた場合、被災された月の前月分から保険料が免除される場合があります。申請は随時できます。 |

### 【後期高齢者医療保険料の減免】

| 問合せ先            | 内容   |
|-----------------|--|
| 保険年金課<br>高齢者保険係 | 被害にあわれた場合、保険料が減免される場合があります。この場合、納期限の7日前までに申請が必要です。 |

### 【介護保険料の減免】

| 問合せ先         | 内容  |
|--------------|---|
| 介護保険課<br>管理係 | 被害を受けた場合、納期が過ぎていない保険料が減免される場合があります。この場合、普通徴収の方は納期限の7日前までに、特別徴収の方は納期限の前々月の15日までに申請が必要です。 |

### 【介護サービス利用者負担の減免】

| 問合せ先             | 内容  |
|------------------|---|
| 介護保険課<br>介護サービス係 | 被害を受けた場合、介護サービス利用者負担が減免される場合があります。申請は介護サービスを利用される前に行う必要があります。 |

### 【市税の減免等】

| 問合せ先                           | 内容  |
|--------------------------------|---|
| 課税課固定資産税係<br>課税課市民税係<br>徴収課徴収係 | 被害を受けた場合、納期が過ぎていない固定資産税などが減免される場合があります。この場合、納期限までに申請が必要です。<br>また、市税の納税の猶予制度等もあります。<br>(固定資産税に関しては固定資産税係、市税に関しては市民税係または徴収課へお問合せ下さい。) |

### 【保育料の減免】

| 問合せ先              | 内容   |
|-------------------|--|
| 子育て支援課<br>保育・幼稚園係 | 被害を受けた場合、保育料が減免される場合があります。この場合、20日までに申請が必要で、翌月から減免対象となります。 |

### 【手続き等における注意事項】

- ① 減免とは、税金や手数料などを減額又は免除をすることです。
- ② 迅速な対応をするにあたり、り災証明書に記載の情報を関係部署に提供することがあります。
- ③ 減免等の対応措置は、適用基準が設けられているため、申請をして必ず受けられるとは限りませんので、あらかじめご了承下さい。